

認定こども園きじの里 園則・運営規程

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人峰栄会が設置する認定こども園きじの里(以下「当園」という。)は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 この園則は、認定こども園法施行規則第16条に基づく運営規程を兼ねる。

(運営の方針)

第2条 当園は「子どもの無限の可能性を伸ばす環境づくり」、「地域で子育ての力を共に築ける施設」、「お年寄りとの交流で、温かな心を育む」の3つを当園の理念として運営する。

(名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 認定こども園きじの里
- (2) 所 在 地 静岡県浜松市浜名区染地台五丁目4番3号

(入園資格)

第4条 当園に入園することができる者は、小学校就学の始期に達するまでの保育を必要とする子どもとする。

(提供する特定教育・保育の内容)

第5条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容

は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）で定める配置基準以上で、かつ浜松市で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長（施設長） 1 人
教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
- (2) 主幹保育教諭 2 人
園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。
- (3) 保育教諭 20 人
保育教諭は、全体的な計画及び教育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
- (4) 学校医（嘱託） 1 人
園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- (5) 学校歯科医（嘱託） 1 人
園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- (6) 学校薬剤師（嘱託） 1 人
園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- (7) 事務員 1 人
園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- (8) 管理栄養士 1 人
園児の栄養管理を行うとともに、保護者への栄養等に関する相談・指導を行う。
- (9) 調理員
委託業務
(特定教育・保育の提供を行う日)

第 7 条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1 号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

(特定教育・保育を提供する学年及び学期、時間)

第 8 条 教育・保育を提供する学年及び学期、時間は次のとおりとする。

(1) 学年及び学期

本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

前項の学年は、次の学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から 8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から 12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで
- (4) 休みの日 年間計画に定める

(2) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時00分から午後7時00分までとする。

土 午前7時00分から午後6時00分までとする。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が教育・保育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時30分から午後4時30分までとする。

土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供する。

(4) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が教育・保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時00分から午後6時00分までとする。

土 午前7時00分から午後6時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（11時間）の間に延長保育を提供する。

(5) 教育標準時間認定に係る保育時間

9時から15時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、園長が判断し、7時から9時まで又は15時から19時までの範囲内で、時間外の延長保育を提供する。

(6) 特定教育日数・教育時間

当園の教育日数・教育時間は、次の通りとする。

- 1. 教育週数は39週を下らない。

2. 1週(1週間)の教育日数は5日とする。
3. 1日の教育時間は4時間を原則とする。(10時から14時)

(利用料等)

第9条 支給認定保護者は、園児が居住する市町村長が定める利用料を、当園に支払うものとする。

- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(令和元年5月31日内閣府令第8号)により、当園の教育・保育の質の向上を図るため、重要事項説明書に掲げる費用については、支給認定保護者から費用の負担を受けるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、重要事項説明書に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

(利用定員)

第10条 利用定員は、次のとおりとする。(4月1日の前日時点の年齢) 126人

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号認定	—	—	—	2人	2人	2人
2号認定	—	—	—	23人	23人	23人
3号認定	9人	20人	22人	—	—	—

(特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

- 第11条 当園は、市町村から保育の実施について支援法第19条第1項第2号の子ども(以下「2号子ども」という。)及び支援法第19条第1項第3号の子ども(以下「3号子ども」という。)については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 2 定員に余裕がある場合には、子ども子育て支援法第19条第1項第1号の子ども(保育を必要とする3歳以上児。以下「1号認定子ども」という。)を入園させることができる。

- 3 当園の利用開始にあたり重要事項説明書により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 4 2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て施行規則第1条の5の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
 - (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。
 - (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
- 5 転園及び卒園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。
- 6 第1号認定の園児の退園、休園、転園に際しては、保護者から届け出を受ける。

(成績の評価)

第12条 満3歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第13条 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、行政及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うとともに、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による当該子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等当該子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、行政・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第17条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者（園長）、苦情受付担当者（副園長またはそれに類する者）、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第18条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
- 4 当園は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、行政に報告する。

(健康管理・衛生管理)

第19条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、衛生管理を適切に

実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

第20条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

3 当園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

(1) 親子ひろば

(2) 一時保育

(守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項)

第21条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を他に漏らさない。

2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を他に漏らさない。

3 施設を利用する子ども及びその家族の秘密を他に漏らさない。

4 退職後においても同様に秘密を他に漏らさない。

5 個人情報は同意書のもと使用する。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は平成29年4月1日改訂。

この規程は令和元年10月1日改訂。

この規程は令和2年4月1日改訂。

この規程は令和4年4月1日改訂。

この規程は令和5年4月1日改訂。

この規程は令和6年1月1日改訂。

この規程は令和6年4月1日改訂。

この規程は令和7年4月1日改訂。